

# 条例の制定・改正

## 職員の給与に関する条例の一部改正について

**問** 村上満議員

この改正に伴い、給料、期末手当、勤勉手当等を含めてどれほどの額になるのか。

**答** 総務課長

給料の差額は総額で60万3841円。期末手当は20万5860円。勤勉手当は194万5301円。合計で275万5000円の引き上げとなる。

## 七ヶ宿町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

**問** 吉野一夫議員

改正前の文言には「入院時の食事療養費を除く」とあるが、改正後の食事療養費の扱いは。

**答** 町民税務課長

入院時の食事療養費も支給対象となる。

**問** 管原研治議員

上限額や期間の制限はあるのか。

**答** 町民税務課長

特に設けていない。

**問** 吉田修議員

この条例における子供とは何歳から何歳までか。

**答** 町民税務課長

0歳から18歳の誕生日の属する年度の3月末日。

## 七ヶ宿町工場設置奨励条例の一部改正について

**問** 村上満議員

この改正は条例にある雇用に対する奨励金の支給、雇用の促進にかかわる奨励金の補助などを削除しようとするものだと思うが、これから地方創生で会社をつくることに対しては補助金を支給するという文言に逆行するのではないか。

**答** ふるさと振興課長

雇用促進の部分については本条例から削除するが、工場だけでなく既存の事業者、小規模事業者についても該当させるためである。

**答** 町長

条例上の部分を削除して新たな助成の要綱をつくり、こ

れから本町で工場を建てる、あるいは現に工場を経営している人たちが活用しやすいような制度にしていこうというもの。

**問** 管原研治議員

既存の事業者や新規事業を立ち上げようとしている方に対して同等以上の奨励が示されてくるのか。

**答** ふるさと振興課長

現在の条例では月額1万円の助成だが、4月以降は月額3万円を想定している。あわせて扶養者を抱えている新規雇用者に対しては2万円の上乗せをする計画。ただし、2年間の期限は設けたい。

## 七ヶ宿町住みたい住宅応援条例の制定について

**問** 管原研治議員

なぜ5年の時限立法としたのか。また、この助成額は全額町単での処理になるのか。

**答** 農林建設課長

地方創生に絡み5年間とした。金額は全て町の単独事業として処理する。

**問** 梅津政志議員

町内の中古住宅や空き家を購入するための助成は対象とならないのか。

**答** 農林建設課長

購入等についての補助金は見込んでいない。



## 七ヶ宿町ライスセンターの指定管理者の指定について

**問** 管原研治議員

この施設の利用料金の見直し等については、どのように考えて再度指定管理としての申し出がされたのか。

**答** 農林建設課長

利用料は周りの市町村と比べれば安く抑えている。また、今後さらに話し合いはしていきたい。

**問** 管原研治議員

指定管理を認めていただいたら今後団体と話をしますというのでは、後手の対応ではないのか。

**答** 農林建設課長

利用料金関係あるいはこれからの高齢者が農地を耕作できなくなった場合の対応の仕方については、前向きに検討していただけたらと思っています。

## 七ヶ宿町高齢者生活福祉センターの指定について

**問** 梅津政志議員

七ヶ宿町社会福祉協議会に対して年間町が支払う管理料とその算定基礎は。

**答** 健康福祉課長

年間800万円を予定している。算定は保険料の改定が大きな要因。

**問** 梅津政志議員

今回また指定管理を受けるに当たって社協のほうからの管理料の増額の要望はあったか。

**答** 健康福祉課長

要望はあった。今までの利用状況や今後の利用の見直し等を踏まえて両方が妥当であるうと思われる数字を導き出した。



▲七ヶ宿町高齢者生活福祉センター「いこいの里」



▲七ヶ宿町ライスセンター